

仮 訳

保険監督者国際機構

ステークホルダーとのエンゲージメントおよび
協議に関する規程

2023年11月

IAIS について

保険監督者国際機構（IAIS）は、200 を超える管轄区域からの保険監督者および規制者である任意のメンバーからなる組織である。IAIS の使命は、保険契約者の利益と保護のために、公正、安全かつ安定した保険市場を発展させかつ維持すべく、効果的でグローバルに整合的な保険業界の監督を促すこと、およびグローバルな金融安定に貢献することである。

IAIS は 1994 年に設立され、保険セクターの監督のための原則、基準および他の支援する資料の策定、ならびに、それらの実施を支援する責任を有する国際的な基準設定主体である。また、IAIS はメンバーに対して、保険監督および保険市場に関するメンバーの経験および見解を共有するための議論の場を提供する。

IAIS は、他の国際的な金融政策立案者および監督者または規制者の協会と自身の取組みを調整しており、また、世界的な金融システムの形成を支援している。特に、IAIS は、金融安定理事会（FSB）のメンバーであり、国際会計基準審議会（IASB）の基準諮問会議のメンバーであり、および保険へのアクセスに関するイニシアティブ（A2ii）のパートナーである。また、その結集された専門知識が認められ、IAIS は、G20 のリーダーおよび他の国際的な基準設定主体から、保険の論点のみならずグローバルな金融セクターの規制および監督に関する論点について、定期的に助言を求められている。

さらなる情報は、www.iaisweb.org を参照いただくか、LinkedIn で我々をフォローいただきたい：[IAIS－保険監督者国際機構](#)。

保険監督者国際機構
c/o 国際決済銀行
CH-4002 Basel
Switzerland
Tel: +41 61 280 8090

本文書は IAIS のウェブサイト（www.iaisweb.org）上で入手可能。

著作権：保険監督者国際機構（IAIS）、2023 年

無断転載禁止。出典表示を条件に、概要の引用について、複製または翻訳を許可する。

目次

- 1 はじめに
- 2 ステークホルダーの定義
- 3 ステークホルダーとのエンゲージメントに関する一般的なアプローチ
- 4 実効的なエンゲージメントの恩恵
- 5 ステークホルダーとのエンゲージメントの目的、目標および期待
- 6 方針の実施

1 はじめに

IAIS は、保険監督のためのグローバルな基準設定主体として、グローバルな保険セクターにおける新興のリスクの特定、評価および対応のために、グローバルな基準の策定およびその実施の評価において、ステークホルダーとのエンゲージメントの実施に尽力する。我々のステークホルダーとのエンゲージメントおよび協議に関する規程では、我々が基準設定主体として実施する事柄においてステークホルダーとのエンゲージメントが不可欠な部分であることが明らかにされている。この規程は確立されたステークホルダーとのエンゲージメントの確かな基礎に基づいているが、IAIS がより広範なステークホルダーと接点をもつためには、エンゲージメントの方法を発展させ続けることが重要であると認識している。当規程は、IAIS が多様なステークホルダーと関わりを持てるようにすること、ステークホルダーが IAIS に等しくアクセスを持てるようにすること、および利益相反が回避されるようにすることに焦点を当てている。

2 ステークホルダーの定義

IAIS はステークホルダーを「保険の監督および規制に対して利害関係を有する、または IAIS の活動の影響を受ける全てのグループならびに個人であり、可能な限り広義に解釈するものとする」と定義している。

IAIS の作業のうち多くが持つ技術的な性質を踏まえて、IAIS のエンゲージメントには保険商品を利用する事業者および消費者、保険会社、保険仲介者、業界団体、政策立案者、職能団体ならびに、学術団体、第三セクター／非政府組織および、保険セクターに焦点を当てるその他の国際機関等のその他利害関係者が含まれる。しかしながら、IAIS の作業に対する具体的なフィードバックを求めるには、より広範で積極的なエンゲージメントの実施が必要な可能性がある。

3 ステークホルダーとのエンゲージメントに関する一般的なアプローチ

IAIS の規定文書には、ステークホルダーとのエンゲージメントのための指針となる原則が含まれている。IAIS の規約では、IAIS が「オープンかつ透明に」運営されること、およびステークホルダーと「公開協議を行う」ことが定められている。また、IAIS が「その他の国際機関と連絡、協力する」ことも同様に定められている。

IAIS 規約（抜粋）

第 2 条：機構の任務

(2) その任務を達成するため、機構は特に、以下を行う。

(中略)

f. その他の国際機関、特に金融市場に係る監督の問題、ならびに、金融の成長、安定お

よび健全性の促進に関与する機関と連絡、協力する。

(3) 機構は監督者が機密を保ったまま情報交換を行えるようにする一方で、透明性、運営上のデュー・プロセスおよびガバナンスの適切な事例を示しながら、オープンかつ透明に運営する。機構の監督資料および支援資料を開発する際、機構は公開協議を行うとともに、協議手続を透明なものとする。

IAIS のステークホルダーとのエンゲージメントは、4つの原則によって決定される：

1. **ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン (DEI)** —IAIS は、ステークホルダーの地理的多様性および市場の多様性を反映するために、全ての関連する、および利害関係のあるステークホルダーと関わりを持つように努める。中でも、消費者のために声を届けるステークホルダー、新興市場および発展途上経済からのステークホルダー、ならびに保険へのアクセスを持たない可能性がある、社会の中で十分なサービスを受けていない、取り上げられることの少ないセグメントと接点を持つことが、彼らの視点が実効的に認識されるようにするために重要だろう。
2. **透明性**—IAIS はメンバーが機密を保ったまま情報交換を行えるようにする一方で、適切な協議手続およびガバナンスを有し、オープンかつ透明に運営するように努める。IAIS は四半期に一度、ステークホルダー会合および議論されたトピックを詳述するリストを公表することとする。IAIS はロードマップにおいて期中のエンゲージメントに関する計画を、また年次報告書 (Year in Review) において、これがどのように達成されたかについてのアップデートを示すこととする。
3. **公平なアクセス**—IAIS は、IAIS と関わりを持つことを望むものの、そのためのリソースが限定的であるグループに対して平等なアクセスが確保されるように努める。このことは場合によってはエンゲージメントの内容の調整を必要とすると考えられ (例えば、より広範なステークホルダーのグループが参加できるようにバーチャルの会合開催を拡大)、参加のための財務的支援も含みうる。年次会合を除いて、全ての IAIS のステークホルダーとのエンゲージメントは、少なくともバーチャル参加の選択肢を提供しなければならない。加えて、IAIS は我々の作業の技術的性質を考慮に入れたうえで、理解を促進する方法で伝達するように努める。
4. **利益相反の回避**—IAIS は常にあらゆる利益相反を回避するように努める。

4 実効的なエンゲージメントの恩恵

実効的なステークホルダーとのエンゲージメントは、IAIS の使命を達成するために企図された重要なイニシアティブの完遂に役立っている。ステークホルダーとのエンゲージメント強化から IAIS が受ける恩恵は以下の通りである：

- IAIS の作業の全体的な質を向上させる広範な公からのインプットおよび多様な視点を

踏まえた監督資料および支援資料を策定できる；

- 組織の透明性を向上させる；
- メンバーの管轄区域における IAIS の作業の履行を促進する；
- 研究を検証し、支援する；
- 方針の決定が、最も関連性の高い情報に基づくようにする；
- 貴重な外部の観点および新鮮な視点を通じて、方針のイノベーションを促進する；ならびに、
- 専門家による分析およびデータ取扱いの職務に追加的なスキルを取り入れる。

5 ステークホルダーとのエンゲージメントの目的、目標および期待

IAIS の方針の決定の際にステークホルダーが適切に協議に加わることができるようにすること、および、ステークホルダーからの適時かつ実質的で高品質な貢献が最大化されることが、実効的なステークホルダーとのエンゲージメントによって確保されるべきである。このことは、上述の 4 つの原則に沿って遂行されるだろう。実効的なステークホルダーとのエンゲージメントは、成功する政策ソリューションの設計と実施に貴重な情報をもたらし、意思決定にさらに情報を提供することができる。

ステークホルダーとのエンゲージメントは以下の目的を持つ：

- 全てのステークホルダーとの有意義で実効的なエンゲージメントが、IAIS の方針の決定の不可欠な部分であることを確保する；
- 透明性があり実効的な協議プロセスおよびその他の交流を通じて、利害関係のあるより広範なステークホルダーの参加を促進する；
- メンバー間、およびメンバーとステークホルダー間の、経験、専門知識および情報の交換を促進する。

我々の作業について透明性を持つことは、ステークホルダーとのエンゲージメントを向上するための我々の取組みの基礎となる構成要素である。IAIS は最低でも以下を実施する：

- **戦略計画**—IAIS は、5 か年の戦略計画を策定するにあたり、その作業の焦点を決定する際には広範なステークホルダーからのフィードバックを求める。
- **ロードマップ**—ステークホルダーが IAIS のアジェンダ上の課題を十分に認識するように、IAIS の短期的な（期間 2 年）優先事項および成果物の明確な表示を提供する。同時に、IAIS はロードマップの策定においてステークホルダーからのフィードバックの取り込みに努める。
- **会合**—IAIS は、（小）委員会および公開会合に関する詳細を（我々の機密保持方針に

沿って) ウェブサイト上で時間に余裕を持って公表する。

- **デジタル・コミュニケーション**—IAIS は、公開されたウェブサイト、ソーシャルメディア (LinkedIn) 、E メール・アラート、およびニュースレターを含む、多様なデジタル・コミュニケーション・チャネルを通じてアップデートを共有する。全てが IAIS の作業に関する情報を透明かつ適時にステークホルダーと共有するための重要なチャネルである。

IAIS は以下のためにエンゲージメントを実施する：

- **保険セクターにおける新興のリスクの特定、評価および対応**—エンゲージメントの主な理由は、多様な市場参加者の視点からグローバルな保険セクターの発展を理解することで、監督上の情報収集を補うことである。広範なステークホルダーとのエンゲージメントは、市場の発展および新興のリスクに関する重要な情報をもたらすことができる。例えば年次の CRO ラウンドテーブルは、IAIS の年次のグローバル・モニタリング・エクササイズ (GME) のためのフィードバックを収集するプロセスの一部である。同様に、IAIS のフォーラムは、各領域における新興のトレンドに関して議論するというステークホルダーとのエンゲージメントから恩恵を受けている。
- **監督資料および支援資料の策定に対する情報提供**—ステークホルダーとのエンゲージメントは方針の決定の鍵となる。透明かつオープンなエンゲージメントは方針決定のプロセスの全期間、つまり、プロジェクトの開始時、資料案が提示されている期間、および履行フェーズを通じて、必要である。これは IAIS の方針決定に関する全てのレベルで適用される。方針決定を伴うプロジェクトについては、IAIS はプロジェクト・ライフサイクルを通じてステークホルダーと関わりを持つ (セクション 6.2.2 を参照) 。

IAIS はステークホルダーとのエンゲージメントのために以下のアプローチを用いる：

- **年次会合**—メンバーによるステークホルダーとのエンゲージメントを支援し、保険セクターにおける主な課題を議論するための、対面のイベント。
- **グローバルセミナー**—IAIS の作業についてステークホルダーと関わりを持つためのバーチャルなイベント。
- **ダイアログ**—IAIS は、ステークホルダーと定期的な対話を実施する (執行委員会レベルの対話や、執行委員会の議長／副議長と主要なステークホルダー間での対話を含む) 。
- **公開ウェビナー**—IAIS は、プロジェクトのアップデートの提供、質問への回答、およびフィードバックの機会の提供のため、年間を通じて定期的に公開ウェビナーを開催する。これらのセッションは最大限の参加を可能にするためにバーチャルで開催され、録画は通常、IAIS のウェブサイトですぐ入手可能となる。
- **会議**—IAIS のステークホルダーとのエンゲージメントを拡大するため、執行委員会幹

部および事務局チームは定期的に第三者の会議等に参加し発言する。

6 方針の実施

IAIS は、ステークホルダーとの実効的なエンゲージメントが、関連する課題の重大性の分析および評価、情報に基づいた決定、ならびに適宜実効的、有効的な政策対応の設計に役立つ貴重な情報をもたらす可能性があることを認識している。

IAIS は協議が可能な限り実効的、整合的、透明かつ予測可能となるように実務を行っている。協議のねらいは以下の通りである：

- IAIS の方針決定において、全てのステークホルダーが適切に協議を受けるようにする；
- 透明な協議プロセスを通じて、利害関係のあるステークホルダーのさらなるエンゲージメントを奨励する；
- 透明かつ整合的であると同時に、個々のプロジェクトの具体的な要件または状況を考慮に入れるために十分な柔軟性がある、標準化された協議の枠組みを構築する；ならびに
- メンバー間、およびメンバーとステークホルダー間の、経験、専門知識および情報の交換を促進する。

6.1 執行委員会ダイアログ

執行委員会（ExCo）は、IAIS の規約で定められた具体的な義務と整合的な方法で、全体的な戦略的方向性を提示し、IAIS の活動を管理する責任を有する。ExCo の議長、副議長およびその他のメンバーは少なくとも年に 2 回、関連する実質的な課題について議論するためにステークホルダーを公開ダイアログに招く。これらは通常、バーチャルのグローバルセミナーおよび対面の年次会合と同時に開催されることになる。参加を最大化し十分な時間を割くために、そのタイミングおよびロジスティクスは事務局長が ExCo との協議によって決定することになる；ダイアログに関する具体的な情報は、ダイアログが計画された際に、事前にステークホルダーに提示される。

ステークホルダーはダイアログの前に質問または議論するトピックを提出することができるが、これは参加者がその他の関連する課題について委員会にコメントを求めることを妨げるものではないだろう。ExCo の裁量により、追加的なダイアログが設定できる。

6.2 協議プロセス

新たな監督資料および支援資料の策定、または既存の監督資料および支援資料に対する改訂について、IAIS は市中協議を実施する。

6.2.1 IAIS の資料の種類

監督資料

IAIS の活動の中核に存在するのは、その基準設定における作業である。監督資料は一般的に、以下のカテゴリーに分類される：

- 保険セクターの監督のためのグローバルに受け入れられている基準である **保険基本原則 (ICPs)**。ICPs は、原則ステートメント、基準およびガイダンスで構成され、それらは ICPs のイントロダクションにおいて定義されている。
- 国際的に活動する保険グループの実効的なグループ全体の監督に焦点を当て、監督上の基準およびガイダンスを定める、国際的に活動する保険グループ監督のための共通枠組み (**ComFrame**)。

支援資料

支援資料は一般的に、以下のカテゴリーに分類される：

- **論点書**は、特定のトピックの背景を提示したり、特定のトピックに関する現在の実務、実際の事例またはケーススタディを述べたり、および/または、関係する規制上および監督上の論点ならびに課題を特定したりするものである。論点書は主として説明的であり、監督者がどのようにして監督文書を履行すべきについて期待を生み出すことは意図していない。論点書は、基準の策定の準備作業の一部を形成することが多く、IAIS による将来の作業のための提言を含むこともある。
- **適用文書**は、特定の監督資料に関連する追加的資料を提供する。適用文書は、実際の原則および基準の適用が異なりうる、または、その解釈および導入が困難となりうる場合に提供される可能性がある。適用文書は、新たな要件を含まないが、監督文書の導入方法について、監督者にさらなる助言、例示、提言またはグッド・プラクティスの実例を示す可能性がある。プロポーショナリティの原則は適用文書の内容にも適用される。

その他の資料

IAIS は、上記の資料の分類に含まれない、その他の書面による公表資料を作成する。このその他の資料は、以下のカテゴリーに分類される：

- 枠組みを示す資料。これには、包括的な枠組みを示す文書、包括的な枠組みの運用に関するガイダンス、ならびにデータ・テンプレートおよび技術的仕様書が含まれる。¹
- 委員会、小委員会、フォーラムおよびその他のグループを通じて策定された、戦略的テ

¹ 「レベル 1」文書は、関連資料の基礎となる横断的な原則と概念を説明する、横断的な枠組みを提示する。「レベル 2」文書は、関連するレベル 1 文書の運用可能性に関するガイダンスを提供するために、レベル 1 文書よりもさらなる詳細を含む。データ・テンプレートおよび技術的仕様書といった「レベル 3」文書は、レベル 1 文書に沿ってさらに粒度の高い詳細を提示することをねらいとする。これらの文書はレベル 1 文書および/レベル 2 文書の実務的な実施としてみなされる可能性がある。「レベル 3」文書の例には、指示、質問票、データ・テンプレートおよび技術的仕様書が含まれる

ーマおよび、IAIS の任務に関連するその他のトピックに関する IAIS の報告書。

- 第一義的には事務局が、時には他の組織と連携して用意する、戦略的テーマおよび、IAIS の任務に関連するその他のトピックに関する IAIS のノート。
- 二次的資料。これには、調査、他の国際機関に対する回答文書、および要約が含まれる。

6.2.2 監督資料および支援資料の策定および承認

プロジェクトの開始前には、IAIS は一般的に、監督資料および支援資料を策定する計画を年に一度、そのロードマップに示す。この計画は：

- 範囲および目的を含め、全てのプロジェクトを説明する；
- IAIS がプロジェクトを追求する理由および、IAIS が対応する予定の課題を特定する；
- 担当する（小）委員会、完了までのタイムライン、公式なインプットの機会、および成果物を含む、各プロジェクトのハイレベルな作業計画を説明する；ならびに
- プロジェクトがより広範な IAIS の活動にどのように適合するかに関する視点を示す。

資料に関する初期の議論および資料の開発。新たな、または大幅に修正された資料の開発について（小）委員会レベルで行われる初期の議論においては、（小）委員会は作業に関する課題についてステークホルダーの見解を収集するために、例えばステークホルダー・エンゲージメント・ウェビナーを通じて、または小委員会会合の場に専門家を招くことにより、ステークホルダーと関わりを持つことになる。重要なプロジェクトを開始する際には IAIS は、作業に関する具体的な課題についてフィードバックを収集するためにパブリック・セッションを開催すべきかどうか検討することになる。

市中協議。監督資料または支援資料は、採択を求める前に、少なくとも一度は市中協議に付される。監督資料および支援資料ともに、協議期間は最低でも 60 日間を設けるべきである。しかしながら、より詳細もしくは複雑な課題に関する協議が行われる、または複数の協議が同時に行われる場合には、より長期の協議期間（75 日間または 90 日間等）が用いられるべきである。協議期間の長さを決定する際には、市中協議文書の複雑性および範囲が特に考慮すべき要素である。このプロセスを通じて寄せられた全ての意見は、提出者が非公開を求めた場合を除き、公開される。

パブリック・バックグラウンド・セッション。市中協議を開始する際、IAIS は市中協議のために公表される資料に関するパブリック・バックグラウンド・セッションを開催する。原則として、セッションは IAIS のウェブサイトで事前に案内され、公開ウェビナーの形で実施された後、録画が IAIS のウェブサイトで入手可能となる。このセッションの目的は以下である：

- プロジェクトに関する背景情報を提供する；

- プロジェクトがどのように展開してきたかを概説し、市中協議のために提示されている内容を説明する；
- IAIS が焦点を絞ったインプットを求めている具体的な課題または選択肢を説明する；および
- ステークホルダーからの初期的な質問に回答する。

必要に応じた次なる市中協議。監督資料または支援資料のために次なる市中協議が必要と思われる場合には、最初の市中協議と同様の手続の対象となる。

最終化された採択資料。監督資料および支援資料を採択するためには、以下の正式な承認が必要である：

- **監督資料**は、最終版が採択のために ExCo または総会にかけられる前に、関連する親委員会の承認を必要とする。
- **支援資料**は、関連する親委員会および ExCo の承認を必要とし、総会には情報提供として提示される。

最終化された文書は採択後、市中協議に寄せられた意見への対応を示す文書とともに IAIS のウェブサイトに掲載される。

最終化された文書へのフィードバックを提供するために、最終化された文書の公表後、原則として、**パブリック・ディスカッション・セッション**が開催される。セッションは IAIS のウェブサイトです前に案内される公開ウェビナーの形で実施される。ウェビナーの録画は通常、IAIS のウェブサイトです入手可能となる。このセッションの目的は以下である：

- 協議の間に提起された主な課題、および、それらの課題がどのように解決されたか、または解決する考えかを示す；
- 次なる作業および、インプットを提示するさらなる機会について説明する；ならびに
- これまでに完了している作業および計画されている将来の作業について、フィードバックを求め、それらを検討する。

6.2.3 その他の資料の策定および承認

枠組みを示す資料：枠組みを示す資料は監督資料または支援資料ではないものの、これに対する承認の要件は、IAIS の全体的な戦略目標に対する資料の重要度の階層を一般的に反映するように設計されている：

- 「レベル 1」として指定された文書は、一般的に課題に対する IAIS の全体的な戦略的アプローチを説明し、最終版が採択のために ExCo または総会にかけられる前に、関連する親委員会の承認を必要とする。

- 「レベル 2」として指定された文書は、採択のために執行委員会の承認を必要とする。
- 「レベル 3」として指定された文書は、より技術的な性質を持つため、採択のために関連する親委員会の承認を必要とする。

レベル 1 文書およびレベル 2 文書は一般的に、採択の前に市中協議に付される。

IAIS の報告書およびノートは通常、公式な協議プロセスの対象とならないが、ステークホルダーはその他の手段（例えばサーベイ、ウェビナーおよびその他の的を絞ったインプット）によりインプットの提供を求められる場合がある。

- IAIS の報告書は IAIS の委員会構造によるプロセスを通じて策定され、公表されるものについては ExCo の承認を必要とする。
- IAIS のノートは主に事務局が策定し（その他の組織と協調して策定する場合もある）、公表されるものについては ExCo の承認を必要とするとともに適切な免責事項の記載を含む。

二次的資料は通常、公式な協議プロセスの対象とならないが、ステークホルダーはその他の手段（例えばサーベイ、ウェビナーおよびその他の的を絞ったインプット）によりインプットの提供を求められる場合がある。